

下 仁 田 町 等 地 球 温 暖 化 防 止 実 行 計 画

平成 2 2 年 1 2 月

群馬県甘楽郡下仁田町
甘楽西部環境衛生施設組合
下仁田南牧医療事務組合

目 次

第 1 章．基本事項

- 1．計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2．下仁田町等地球温暖化防止実行計画の目的・・・・・・・・ 6
- 3．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4．計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5．対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第 2 章．温室効果ガスの排出状況

- 1．エネルギーの使用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2．温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 3 章．本計画の目標

- 1．削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2．具体的な行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 電気使用量の削減に向けた取組み・・・・・・・・ 14
 - (2) 施設における燃料使用量の削減に向けた取組み・・ 15
 - (3) 公用車の燃料使用量の削減・
走行距離の短縮に向けた取組み・・・・・・・・ 16
 - (4) ごみ排出量の削減に向けた取組み・・・・・・・・ 16
 - (5) 緑化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (6) その他の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第 4 章．計画の推進・点検体制

- 1．推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会・・ 19
 - (2) 下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進幹事会・・ 20
 - (3) 事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2．本計画の進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第 1 章．基本事項

1．計画策定の背景

20 世紀において、人類の活動は科学技術の発展を背景に大きく変化してきました。

人類はより豊かで便利な生活を手に入れた一方、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動により、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題に直面することになりました。

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992 年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994 年には条約が発効しました。

これを受けてドイツ（ベルリン）から始まった条約締約国会議の第 3 回会合（COP3）が、1997 年京都で開かれ、各国の温室効果ガスの削減目標を具体的に示した「京都議定書」が採択され、日本は、温室効果ガスの総排出量を 2008～2012 年の第 1 約束期間に 1990 年レベルから 6 % 削減することを約束しました。

この 6 % 削減に向けて、国は平成 14 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を見直し、国・地方公共団体・事業者・国民といった全ての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが必要不可欠であるとし、全ての地方公共団体に温室効果ガス削減のための実行計画策定を求めました。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

（地方公共団体実行計画等）

第 20 条の 3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）計画期間

（2）地方公共団体実行計画の目標

（3）実施しようとする措置の内容

（4）その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【中 略】

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

9 第 5 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

【以下略】

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号）

（都道府県及び市町村の公表）

第4条 都道府県及び市町村は、法第20条の3第10項の規定により地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。

また、国が定めた「京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）では、その「第3章 目標達成のための対策と施策」の中で地方公共団体の基本的役割を次のようにうたっています。

京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日全部改定）

第3章 目標達成のための対策と施策

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。

例えば、低炭素型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入、地域住民に身近なごみ問題への取組など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。【以下略】

（2）率先した取組の実施

地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、公立学校や公立病院も含め、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画の策定を確実にし、実施する。

（3）地域住民等への情報提供と活動推進

地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会が指定、委嘱、組織されている場合には、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うよう努める。

更に、町が平成19年に定めた下仁田町環境基本条例では、その基本理念及び町の責務を次のように規定しています。

下仁田町環境基本条例（平成 19 年下仁田町条例第 16 号）

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者ができる限り環境への負荷を低減する行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることに鑑み、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は前条に定める基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は基本理念にのっとり、町の施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

3 町は基本理念にのっとり、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するにあたっては、国及び他の地方公共団体との協力に努めなければならない。

２．下仁田町等地球温暖化防止実行計画の目的

下仁田町等地球温暖化防止実行計画（以下「本計画」という。）は、下仁田町の本庁及び出先機関並びに下仁田町内に事務所を有し、下仁田町がその構成員となっている一部事務組合（甘楽西部環境衛生施設組合、下仁田南牧医療事務組合）（以下「本町等」という。）が行う事務及び事業活動に伴い様々な環境負荷が発生していることを自覚するとともに、地球温暖化防止活動の基本姿勢を職員一人ひとりが認識し、必要な地球温暖化防止活動を着実に実践するための計画を定めるものであり、以て下仁田町における地球温暖化防止活動のトップランナーとして住民・事業者はその範を示そうとするものです。

３．計画の期間

本計画は、目標年度を平成２７年度とします。

また本計画の基準年度を平成２１年度とし、計画の対象期間を平成２３年度～平成２７年度までの５年間とします。

ただし、本計画の進捗状況や技術革新、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行うものとします。

４．計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本町等が行うすべての事務・事業とします。これは、庁舎のみならず、浄水場、ガス供給所、町立学校、体験交流センター（荒船の湯）、福祉の湯、清掃センター、クリーンセンター、厚生病院など本町等が直接管理する全ての施設が対象となります。

なお、本町等の施設のうち、指定管理者に管理委託した施設における事務・事業は計画の対象外とします。

また、外部への委託等により実施する事務・事業で温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

次のものについては、国が示している実行計画策定の基本方針及び他自治体の状況等を勘案し、本計画の対象外とします。

- 指定管理者制度により管理委託した施設

下仁田町福祉作業所、下仁田町林業総合センター、下仁田町観光館道の駅、下仁田町こんにゃく手作り体験道場など

- 民営化する施設

- 公的法人など

社会福祉法人 下仁田町社会福祉協議会など

計画の対象期間中、建設や取得により新たに増えた施設は随時算定の対象に加えていきます。また、指定管理者制度へ移行する施設や民営化する施設は、その段階で算定の対象から除くこととします。

これらを踏まえた算定対象は、表１及び表２のとおりです。

表１ 下仁田町等地球温暖化防止実行計画算定対象(町管理分)

	算定対象名称	所管課等		算定対象名称	所管課等
1	役場本庁舎	総務課	23	栗山広場公衆トイレ	商工観光課
2	消防詰所		24	神津牧場公衆トイレ	
3	交通指導車		25	送迎バス	
4	消防車		26	上水道取水・浄水施設	ガス水道課
5	町マイクロバス		27	上水道配水・給水施設	
6	集中管理車		28	ガス供給施設	
7	町有林	企画財政課	29	簡易水道施設	水道課
8	普通財産		30	町立小学校	教育委員会
9	町民憩いの森		31	町立中学校	
10	環境保全の森		32	学校給食共同調理場	
11	活性化センター	住民税務課	33	町立公民館	
12	送迎センター	福祉課	34	文化ホール	
13	保健センター	保健環境課	35	ふるさとセンター	
14	町営住宅	農林建設課	36	自然史館	
15	街灯		37	社会体育館等	
16	都市公園		38	グラウンド等	
17	農村公園		39	屋外運動場照明施設	
18	仲町駐車場公衆トイレ		40	サン・スポーツランド下仁田	
19	下仁田駅公衆トイレ		41	スクールバス	
20	体験交流センター(荒船の湯)	商工観光課	42	庁用車	所管各課
21	福祉の湯		43	議会車	議会事務局
22	ほたる山公園				

表２ 下仁田町等地球温暖化防止実行計画算定対象(一部事務組合分)

	算定対象名称	所管課等		算定対象名称	所管課等
1	清掃センター	甘楽西部 環境衛生 施設組合	1	下仁田厚生病院	下仁田 南牧医療 事務組合
2	リサイクルセンター		2	看護師寮	
3	クリーンセンター		3	職員・医師住宅	
4	クリーンポケット		4	庁用車	
5	火葬場				
6	業務用車輛				
7	庁用車				

５．対象とする温室効果ガス

本町等における温室効果ガスの排出はそのほとんどが燃料消費及び廃棄物の焼却によるものと考えられることから、その算定は、二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の３ガスを対象とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定されている温室効果ガスは、表３の６物質となっていますが、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)については、排出量が微量であると想定できること、また算定が難しいことを考慮し、対象ガスから除外します。

表３ 下仁田町等地球温暖化防止実行計画の対象ガス

名称	主な排出源	算定対象
二酸化炭素 (CO ₂)	石油、石炭等の化石燃料の燃焼 化石燃料により得られた電気等の消費等	対象
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜糞尿、 下水処理等	対象
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等	対象
ハイドロフルオロカーボン (HFC 13物質)	冷蔵庫・カーエアコン等の冷媒 スプレーの噴射剤等	
パーフルオロカーボン (PFC 7物質)	半導体のエッチング等	
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変圧器の電気絶縁ガス等	

第 2 章． 温 室 効 果 ガ ス の 排 出 状 況

1． エ ネ ル ギ ー の 使 用 状 況

基準年度（平成 2 1 年度）における本町等の事務・事業活動による活動量は表 4 のとおりとなっています。

表 4 本町等の活動量など(平成21年度・下仁田町調べ)

調 査 項 目			単 位	下仁田町 活動量	甘西環合 活動量	下医合 活動量
燃 料 消 費 量	ガソリン		ℓ	21,614	412	4,402
	灯油		ℓ	154,208	15,344	－
	軽油		ℓ	5,679	1,443	159
	A重油		ℓ	－	123,900	－
	液化石油ガス(LPG)		m3	3,105	－	－
	都市ガス		m3	62,811	－	209,821
電気使用量(東京電力)			kWh	2,029,175	1,363,054	888,027
自 動 車 の 走 行 量	L P G	普通・小型乗用車	km	87,172	－	18,800
		軽乗用車	km	31,213	4,023	4,487
		普通貨物車	km	19,155	523	－
		小型貨物車	km	66,157	－	1,976
		軽貨物車	km	116,622	－	－
		特殊用途車	km	3,000	－	－
		バス	km	－	－	－
	軽 油	普通・小型乗用車	km	9,841	－	－
		普通貨物車	km	－	2,906	－
		小型貨物車	km	16,089	－	－
		特殊用途車	km	6,000	75	－
		バス	km	11,151	－	－
一般廃棄物焼却量(全量)			湿t	－	2,719	－
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)			乾t	－	767	－
笑気ガス(麻酔剤)使用量			Kg	－	－	10
し尿処理量(し尿処理施設)			m3	－	8,107	－
浄化槽			人	1,841	14	526
町有林施業量(間伐面積-樹齢)			ha-年生	15 - 40	－	－

一口メモ：笑気ガス（正式名：亜酸化窒素（N2O））は窒素酸化物の一種で、吸入すると顔が笑ったように引きつることから笑気ガス（しょうきガス）と呼ばれる。

２．温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの排出量は使用するエネルギー等の種類毎に、次式で算出されます。

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{対象活動の活動量} \times \text{排出係数}$$

※ 本町等の対象活動の活動量は表４を、排出係数は表５を各々参照してください。

表５ 活動項目毎の排出ガスと排出係数

(出典:平成19年3月環境省地球環境局地球温暖化対策課作成「温室効果ガス総排出量算定支援システム(表計算ソフトウェア版Ver.3)」)

活 動 項 目			単 位	第一対象ガス			第二対象ガス					
				ガス	排出係数	単位	ガス	排出係数	単位			
燃 料 消 費 量	ガソリン	ℓ	CO2	2.322	Kg/ℓ	-	-	-				
	灯油	ℓ		2.489		-	-	-				
	軽油	ℓ		2.619		-	-	-				
	A重油	ℓ		2.710		-	-	-				
	液化石油ガス(LPG)	m3		6.001	-	-	-					
	都市ガス	m3		2.011	Kg/m3	-	-	-				
電気使用量(東京電力)		kWh		0.555	Kg/KWh	-	-	-				
自 動 車 の 走 行 量	LPG	普通・小型乗用車	km	CH4	0.00001	Kg/Km	N2O	0.000029	Kg/Km			
		軽乗用車	km		0.00001			0.000022				
		普通貨物車	km		0.000035			0.000039				
		小型貨物車	km		0.000015			0.000026				
		軽貨物車	km		0.000011			0.000022				
		特殊用途車	km		0.000035			0.000035				
		バス	km		0.000035			0.000041				
	軽油	普通・小型乗用車	km		0.000002			0.000007				
		普通貨物車	km		0.000015			0.000014				
		小型貨物車	km		0.0000076			0.000009				
		特殊用途車	km		0.000013			0.000025				
		バス	km		0.000017			0.000025				
		一般廃棄物焼却量(全量)-准連続燃焼式			湿t			0.072		Kg/湿t	0.0534	Kg/湿t
		一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)			乾t			CO2		2695	Kg/乾t	-
笑気ガス(麻酔剤)使用量		Kg	N2O	1	Kg/Kg	-	-	-				
廃棄物の埋立 によるCH4 排出量	食物くず	分解期間:10年	t	CH4	143	Kg/t	-	-	-			
	紙くず	分解期間:21年	t		138	Kg/t	-	-	-			
	繊維くず	分解期間:21年	t		149	Kg/t	-	-	-			
	木くず	分解期間:103年	t		138	Kg/t	-	-	-			
し尿処理量(し尿処理施設)		m3		0.049	Kg/m3	N2O	0.00096	Kg/m3				
浄化槽		人		0.55	Kg/人		0.55	Kg/人				

ただし、算出された温室効果ガスの温室効果の度合いは様々であることから、二酸化炭素を1としたときの各々の温室効果ガスの温室効果を「地球温暖化係数(GWP)」で表し、次式で各温室効

果ガスを二酸化炭素に置き換えて総排出量として合算して示すことができます。

温室効果ガスの総排出量＝各ガスの排出量×地球温暖化係数

※：地球温暖化係数については、表6を参照してください。

表6 対象ガスの地球温暖化係数（出典：表5の出典に同じ）

名称	算定対象	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	対象	1
メタン (CH ₄)	対象	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	対象	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC 13物質)		140 ～ 11,700
パーフルオロカーボン (PFC 7物質)		6,500 ～ 9,200
六フッ化硫黄 (SF ₆)		23,900

温室効果ガスの排出とは逆に、きちんと管理され、手入れが行き届いた森林には温室効果ガスを吸収する働きがあります。下仁田町には多くの町有林が存在します。これらの町有林を手入れ（森林施業）することにより吸収できる温室効果ガス量を表7に示します。

表7 施業された森林による1年当たりのおおよその炭素吸収量

（出典：独立行政法人森林総合研究所温暖化対応推進拠点HP）

（単位：トン／ha・年）

		20年生前後	40年生前後	60年生前後	80年生前後
スギ	C	3.3	2.3	1.1	0.8
	CO ₂	12.1	8.4	4.0	2.9
ヒノキ	C	3.1	2.0	1.1	0.3
	CO ₂	11.4	7.3	4.0	1.1
天然林広葉樹	C	1.4	1.0	0.3	0.1
	CO ₂	5.1	3.7	1.1	0.4

これから、基準年度における森林吸収量を計算してみると、

表4から 実施した施業（間伐）面積：15ha

森林の樹種・樹齢：スギ・40年生前後

吸収量は $15\text{ha} \times 8.4\text{t-CO}_2 \times 1,000\text{Kg/t} = 126,000\text{Kg-CO}_2$ となります。

これらの算式により算出される基準年度（平成21年度）の本町等の温室効果ガス総排出量は、5,846,746Kg-CO₂となります。

項目毎、事業体毎の詳細は表 8 に示します。

表 8 本町等の基準年度(平成21年度)における活動毎の排出量・吸収量

() 数字は吸収量を示します。

単位: Kg-CO₂

活 動 項 目	下仁田町 排出量	甘西環合 排出量	下医合 排出量	本町等 排出量計	構成比
燃料消費量	593,902	378,659	432,592	1,405,153	24.03%
電気使用量(東京電力)	1,126,192	756,496	492,855	2,375,543	40.63%
自動車の走行量	2,886	50	222	3,158	0.05%
一般廃棄物焼却量(全量)	-	64,296	-	64,296	1.10%
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)	-	2,067,065	-	2,067,065	35.35%
笑気ガス(麻酔剤)使用量	-	-	3,036	3,036	0.05%
し尿処理量(し尿処理施設)	-	10,755	-	10,755	0.18%
浄化槽	33,820	257	9,663	43,740	0.75%
町有林施業量	(126,000)	-	-	(126,000)	-2.16%
排出量計	1,630,800	3,277,578	938,368	5,846,746	100.00%

また、これを排出ガスの種類毎に表すと表 9 のようになります。

表 9 本町等の基準年度(平成21年度)温室効果ガス排出量

温室効果ガス名称	排出量		総排出量	構成比
	単位	排出量	(Kg-CO ₂)	
二酸化炭素(CO ₂)	Kg-CO ₂	5,721,761	5,721,761	97.86%
メタン(CH ₄)	Kg-CH ₄	1,916	40,231	0.69%
一酸化二窒素(N ₂ O)	Kg-N ₂ O	273	84,753	1.45%
計	-	-	5,846,745	100.00%

表 8 との差異は、数値の端数処理によるもの

第 3 章． 本 計 画 の 目 標

平成 2 7 年度における温室効果ガス排出量を、基準年度比（平成 2 1 年度比） 1 0 % 削減することを目標とします。

1 . 削 減 目 標

表 8 をみると、本町等の温室効果ガス排出量の約 4 0 % が電気の使用に伴うもの、約 3 5 % が清掃センターにおける一般廃棄物の焼却に伴うものであることが、また表 9 からは、排出ガスのほとんどが二酸化炭素（CO₂）であることがわかります。

このことから、職員が取り組むべき電気使用量、燃料使用量、自動車の走行等の削減目標を 1 0 % として、日頃から省エネ行動に率先して努めます。ただし、町民の生活に直接影響する施設（下仁田厚生病院、浄水場、ガス供給所、し尿処理場等）や、街灯等、町民の安全安心な生活に直結する活動については、削減目標にそぐわないため、基準年度の数値を維持することを目標とします。

また、一般廃棄物の焼却過程で発生する温室効果ガス総量を削減するため、ごみ分別の徹底や有価物の回収、資源化を町民に働きかけ、リサイクルの推進とごみの減量を図ります。

これらの計画を実行することにより、努力目標も加味して目標年度の温室効果ガス総排出量を 5 , 2 5 5 , 0 0 0 Kg-CO₂ 以内とし、基準年度（平成 2 1 年度）比 1 0 % 削減しようとするものです。

表10 本町等の目標年度(平成27年度)における活動毎の排出量

() 数字は吸収量を示します。

排出量単位: Kg-CO₂

活 動 項 目	基準年度 排出量	目標年度 排出量	削減量
燃料消費量	1,405,153	1,264,638	△10%
電気使用量(東京電力)	2,375,543	2,137,989	△10%
自動車の走行量	3,158	2,842	△10%
一般廃棄物焼却量(全量)	64,296	57,866	△10%
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)	2,067,065	1,860,359	△10%
笑気ガス(麻酔剤)使用量	3,036	3,036	0%
し尿処理量(し尿処理施設)	10,755	10,432	△3%
浄化槽	43,740	43,740	0%
町有林施業量	(126,000)	(126,000)	0%
排出量計	5,846,746	5,254,902	△10%

２．具体的な行動

職員が率先して取り組むべき事項、施設や車輛を管理している所属における取組事項などを以下のとおり定めます。

これらには、温室効果ガスの排出抑制に直接的な効果があるもの、間接的な効果があるものの両方が含まれており、その達成に向けて職員一人ひとりが意識を高め、継続した取組を実践することが重要です。

（１）電気使用量の削減に向けた取組み

電気は発電の際に大量の化石燃料を使用する（＝火力発電所）ことから二酸化炭素の主要な発生源となっています。

私たちが日頃から節電に努めることで、二酸化炭素の排出削減につなげます。

① 照明スイッチ管理の徹底

- ☐ 始業前、昼休み時は消灯に努めます。（窓口を除く）
- ☐ 時間外勤務時の照明は必要な箇所以外、消灯します。
※退庁時は、職場内の照明器具やＯＡ機器等の電源をオフにする
- ☐ 廊下等の不要な照明を消します。
- ☐ 窓際等の明るい場所は、業務に支障がない範囲で消灯します。

② 空調の適正管理の徹底

- ☐ 冷暖房の設定温度の適正化に努めます。
※冷房 28℃、暖房 20℃が目安
- ☐ 冷暖房期間及び時間の短縮に努めます。
- ☐ 冷暖房期間中は、温度条件に適した服装の着用で対応します。
※夏季の「クールビズ」、冬季の「ウォームビズ」など
- ☐ ブラインドやカーテンを有効に活用し、冷暖房効果を高めます。
※窓ガラスへの断熱フィルムの貼付、緑のカーテンの活用など

③ ＯＡ機器（パソコン、プリンター等）や家電製品の使い方の改善

- ☐ 昼休みや外出時など、ＯＡ機器を使用しない時は主電源を切ります。
- ☐ コピー機は予熱ボタンを活用し、待機電力の削減に努めます。
- ☐ 使用していない時は家電製品の主電源を切ります。
※多電力消費機器（電気ポット、コーヒーマーカーなど）の使用自粛や、保温機能を使わないなど使い方を工夫する

④ 新規購入時における省エネルギータイプの導入徹底（グリーン購入の推進）

- ☐ 照明・空調機器、ＯＡ機器、家電製品などの導入、更新に際しては、省エネルギー型のもの（エネルギー消費効率の高い機器）を選択・購入するよう努めます。
※パソコンなどのＯＡ機器の購入及びリースにあたっては、グリーン購入推進のため、国際エネルギースタープログラムに基づく低電力基準（国際エネルギースターマーク）及び省エネルギー法のエネルギー消費効率基準に適合している製品とする

※照明器具の導入・更新にあたっては、業務や機能に支障が無い限り消費電力が少ないＬＥＤ器具とする

⑤ 施設・設備への省エネルギー技術、自然エネルギーの導入の検討

□施設・設備への省エネルギー技術の導入について検討します。

□公共施設の建設・改修に際しては、太陽光発電など自然エネルギーや断熱性向上のための材料の導入について検討します。

※ペアガラスの採用、窓ガラスへの断熱フィルムの貼付など

⑥ その他

□エレベーターを設置している施設では、職員のエレベーターの使用抑制に努めます。

※近隣階への移動に際しては、階段を積極的に利用する

□ノー残業デーの取組みを継続するなど節電に努めます。

□水使用量の抑制に努めます。

※節水バルブやトイレの擬音機器などの導入に努める

※草花への水やりや打ち水などの散水は効率的、計画的に行う

(２) 施設における燃料使用量の削減に向けた取組み

公共施設で冷暖房機器及び給湯機器、設備、機械等を使用（燃料の燃焼）する際、温室効果ガスが発生します。

石油等の化石燃料は、近い将来、枯渇することが指摘されており、地球温暖化防止および資源の保護に資するため燃料使用量の削減に努めます。

① 冷暖房機器及び家電製品の使い方の改善

□冷暖房の設定温度の適正化に努めます。

※冷房 28℃、暖房 20℃が目安

□冷暖房期間及び時間の短縮に努めます。

② 給湯及び厨房機器の使い方の改善

□ガスコンロ、湯沸かし器などを効率的に使用します。

※お湯を沸かす時の中火利用の徹底、給湯器からの湯沸し等

③ 新規購入時における省エネルギータイプの導入徹底（グリーン購入の推進）

□給湯・厨房機器、暖房機器、便器・洗面機器などの導入・更新に際しては、省エネルギー型のもの（エネルギー消費効率が高い機器、節水型の機器など）を選択・購入するよう努めます。

④ その他

□燃料を大量に消費する設備の導入・更新に際しては、省エネルギー型のものを選択・導入することや、使用する燃料についても検討します。

(3) 公用車の燃料使用量の削減・走行距離の短縮に向けた取組み

自動車の排気ガスからは、二酸化炭素のほか、メタンや一酸化二窒素といった温室効果ガスも微量ですが発生します。

日頃から省エネ運転を心がけるなど、燃費の向上や走行距離の短縮に努めます。

① 公用車の効率的な使用

- ☐ 職場から近距離地への移動に際しては、公用車の使用を控えます。
 - ※自転車等の利用
- ☐ 複数の人が同一場所に移動する際は、公用車の相乗りに努めます。
- ☐ 省エネルギー運転に努めます。
 - ※アイドリングストップ
 - ※急加速や急発進、急ブレーキをしない
 - ※空ぶかしの防止
 - ※不要な荷物は積まない
 - ※タイヤ空気圧の調整
 - ※カーエアコンの適正使用
 - ※計画的な車両利用の徹底
 - ※計画的な走行ルートの検討

② 新規購入時における低公害車・低燃費車の導入（グリーン購入の推進）

- ☐ 公用車の買い替えの際は、可能な限り低公害性や低燃費性を検討し購入に努めます。
 - ※電気自動車や天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入
 - ※低燃費かつ低排出ガス認定車の導入

③ その他

- ☐ バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）などの使用について検討します。
- ☐ 公共交通機関の利用に努めます。

(4) ごみ排出量の削減に向けた取組み(庁内的な取組み)

廃棄物は、その処理過程(清掃工場での焼却)で温室効果ガスを発生させます。

また、ごみとして出される紙類の多くは木材を原料としており、二酸化炭素の吸収源である森林資源の減少と無関係ではありません。

日頃から３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、ごみ減量・資源化を推進します。

① 文書の印刷・コピーの適正化

- ☐ 両面印刷、両面コピーを徹底します。
 - ※片面使用済み用紙の裏面利用
- ☐ 電子データのプリントアウトは必要最小限にします。
- ☐ ミスコピーを削減します。
 - ※コピー使用前の設定確認
 - ※コピー使用後は設定を初期化（リセット）

- 会議資料やパンフレット・報告書等の刊行物は、発行の必要性や配布先を検討し、発行部数を必要最小限にします。

② 新規購入時におけるグリーン購入の推進

- 紙類の購入や外注印刷物について、グリーン購入を推進します。

- ※ 再生紙の購入・使用

- 例) コピー用紙：グリーン購入法 総合評価値 85 以上（古紙パルプ配合率：100% = 評価値 80・白色度：70% 以下 = 加算値 5 以上）

ー ロメモ：グリーン購入法基本方針によるコピー用紙の総合評価値は、古紙パルプ配合率や白色度などから算出される値を加算した数値です。

代表的な式は次のとおりです。

古紙パルプ配合率に係る評価値 = 古紙パルプ配合率 - 20

白色度に係る加算値 = - (白色度) + 75

- 使い捨て商品の使用・購入を控えます。

- ※ 詰め替え可能な製品などを積極的に使用する

- ※ マイバック（マイバスケット）運動を積極的に展開する

- その他の物品の購入にあたっては、グリーン購入を推進します。

③ リサイクルの推進

- ごみの分別排出を徹底します。

- ※ プリンターなどの使用済みカートリッジのリサイクル

- 古紙のリサイクルに努めます。

- ※ 古紙回収の徹底

- ※ シュレッダーの使用は機密文書（個人情報など）に限る

④ その他

- 備品などの長期使用に努めます。

- 使用済み封筒を再利用します。

- ※ 町内部での文書伝達時に利用

- 事務連絡などの配布資料は係回覧等で対応し、個別配布を抑制します。

- ※ 文書（情報）の共有化を図る

- 庁内 LAN（電子メール、全庁掲示板）を適正かつ有効に利用し、紙使用量の削減に努めます。

- ※ 会議開催通知文書のメール送信など

（５）緑化の推進

森林（適切に管理された人工林を含む）は、温暖化ガスである二酸化炭素（CO₂）を吸収し、貯留する役割を果たしています。

町が保有する「環境保全の森・町民憩いの森」を始めとする町有林を適切に管理し、温暖化ガスを吸収するとともに、町民に快適な生活環境を提供します。

① 健全な森林育成の推進

□計画的な間伐などを行い、健全な森林育成に努めます。

② 住生活空間での緑地の確保

□公共用地の緑地化に努めます。

□環境に配慮した工事の設計・施工に努めます。

(6) その他の取組み

① 下仁田町環境基本計画に基づき、「未来につなぐ 水源のまち 下仁田」をスローガンに町の望ましい環境像実現に向け各施策を推進します。

□浄化槽設置整備事業を推進します。

□優良林地の増加、農地の有効活用を図ります。

□ごみ減量化、分別・リサイクルを進めます。

※生ごみ処理機の普及・有価物の集団回収

□省エネ・省資源活動の普及啓発に努めます。

※クールビズなどの推進、マイバッグ運動の定着

□美しいまち並み、美しい農村風景の保全を進めます。

□太陽光発電等の導入支援について検討します。

□環境教育・環境学習を推進します。

※出前講座の実施

※学校での環境教育の実施

※地球温暖化に対する意識啓発に向けた取組み

② 職員自らが日常業務の中で環境に与える影響を認識し、適切な環境配慮を行っていきます。

□環境に関する研修、シンポジウム等に積極的に参加し、職員の意識向上に努めます。

□職員が常に環境に配慮するよう、環境保全、省資源・省エネルギー意識の普及啓発を行います。

□ノーマイカーデー・エコドライブ・アイドリングストップ等を実践します。

第 4 章． 計画の推進・点検体制

1． 推進体制

本計画は、全職員が実践するべきものであり、推進体制の構築は計画実行に不可欠のものといえます。

本計画の推進は、下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会（以下「本部会」という。）と、下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進幹事会（以下「幹事会」という。）でこれを行うものとします。

（１）下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会

本部会は、次の者をもって構成し、幹事会から毎年度報告される取組状況・温室効果ガス排出量等の報告を受け、実行計画の進捗状況を管理します。

また、進捗状況に応じて実行計画の見直しを行います。

下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会名簿

No.	職 名	No.	職 名	No.	職 名
1	町 長	7	福祉課長	13	議会事務局長
2	副町長	8	保健環境課長	14	教育課長
3	教育長	9	農林建設課長	15	甘西環合事務局長
4	総務課長	10	商工観光課長	16	下医合事務部長
5	企画財政課長	11	会計課長		
6	住民税務課長	12	ガス水道課長		

（２）下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進幹事会

幹事会は、各課・各部局から選出された委員 20 名以内により構成し、対象施設等における毎年度の取組状況・温室効果ガス排出量等を調査・集計しその内容を評価・点検するとともに、本部会へ報告します。

下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進幹事会名簿

平成22年8月20日現在

役 職	所 属		職 名	氏 名
会 長	下 仁 田 町	商 工 観 光 課	課 長 補 佐・ 観 光 係 長	市 川 隆
副 会 長		ガ ス 水 道 課	庶 務 係 長	猪 野 馨
書 記		教 育 委 員 会	学 校 教 育 係 長	岡 野 均
幹 事		総 務 課	課 長 補 佐・ 行 政 係 長	浅 川 幸 則
		企 画 財 政 課	ま ち づ くり 推 進 係 長	岩 井 収
		住 民 税 務 課	課 長 補 佐・ 町 民 税 係 長	高 瀬 茂
		福 祉 課	後 期 高 齢 医 療 係 長	竹 内 誠
		農 林 建 設 課	農 林 係 主 幹	松 本 実
		会 計 課	会 計 係 長	林 通 典
		議 会 事 務 局	課 長 補 佐・ 議 事 係 長	大 小 原 敏 江
		甘 楽 西 部 環 境 衛 生 施 設 組 合	事 務 局 長 補 佐	浦 野 正 美
		下 仁 田 南 牧 医 療 事 務 組 合	庶 務 課 施 設 係 長	佐 藤 幸 夫
幹 事 兼 事 務 局	下 仁 田 町	保 健 環 境 課	課 長 補 佐・ 環 境 保 全 係 長	佐 藤 喜 一

(3) 事務局

本部会及び幹事会の事務は、保健環境課環境保全係で行うものとします。

2. 本計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況及び点検・評価結果については、毎年度町広報紙・町ホームページ等で公表するものとします。

本計画の排出ガス等のデータは、平成21年度エネルギー調査の結果によるものです。

本計画は、推進幹事会によるデータ検証や計画内容の検討作業の後、推進本部会による協議を経て決定されました。

下仁田町等地球温暖化防止実行計画

平成22年12月

下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会策定

事務局 下仁田町保健環境課環境保全係

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田111-2

下仁田町保健センター内

TEL 0274-82-5490 FAX 0274-70-3013

E-mail hoken-kankyo@town.shimonita.lg.jp